

2016年4月

インフラファンドに関する税制改正

弁護士 小林 稜 / 石井 渉

平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行された租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 159 号)により、主として太陽光発電設備その他の再生可能エネルギー発電設備に投資する上場投資法人(インフラファンド)に関する税制が改正された。

これにより、インフラファンドについて税務上の導管性が認められる期間が約 20 年に延長され、また、インフラファンドが匿名組合契約を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資することに対する税務上の制約が緩和されることとなった。

本ニュースレターでは、インフラファンドによる再生可能エネルギー発電設備への投資を促進することになるとされる今般の税制改正を概観する。

1 税務上の導管性が認められる期間の伸長

税務上の導管性とは、一般に、投資法人から投資主に対して支払われる配当等の額を、投資法人が損金の額に算入することができる状態をいう。税務上の導管性が認められることにより、投資法人段階での課税と投資主段階での課税の二重課税が排除されることになる。

投資法人について税務上の導管性が認められるための要件の 1 つとして、当該投資法人が保有する一定の資産(再生可能エネルギー発電設備は含まれない。)の帳簿価額が投資法人の総資産の帳簿価額の 50%超であることが必要であるとされている(以下「保有資産要件」という。)。但し、この保有資産要件の例外として、再生可能エネルギー発電設備の運用の方法が賃貸のみである旨が規約に規定された上場投資法人については、平成 29 年 3 月 31 日までの期間内に再生可能エネルギー発電設備の取得をした場合、その初めての取得の日から、その取得をした再生可能エネルギー発電設備を初めて貸付けの用に供した日以後 10 年を経過した日までの間に終了する事業年度においては、再生可能エネルギー発電設備が上記の 50%超の判定に際し分子に含まれることとされていた(以下「例外要件」という。)

再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、出力 10kW 以上の太陽光発電設備により発電された電気の調達期間(固定価格での買取が保証される期間)は、平成 28 年度において 20 年間とされているが、投資法人が調達期間を 20 年とする固定価格買取制度の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備に投資を行う場合であっても、例外要件によって保有資産要件を充足することができる期間は上記のとおり約 10 年に限定されていたため、かかる期間が経過した後の事業年度においては配当等の額の損金算入が認められず法人税課税が発生すること

になり、この点がインフラファンド組成の障害となっていた。

今般の税制改正によりこの例外要件が改正され、再生可能エネルギー発電設備等の運用の方法が賃貸のみである旨が規約に規定された上場投資法人については、平成 29 年 3 月 31 日までの期間内に再生可能エネルギー発電設備の取得等をした場合、その初めての取得等の日から、その取得等をした再生可能エネルギー発電設備を初めて貸付けの用に供した日以後 20 年を経過した日までの間に終了する事業年度においては、再生可能エネルギー発電設備等が上記の 50%超の判定に際し分子に含まれることとされた。依然として税務上の導管性が認められる期間は限定されるものの、上記のとおり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度において出力 10kW 以上の太陽光発電設備により発電された電気の調達期間が 20 年間とされていること等を勘案すれば、インフラファンドの組成に対する税務上の制約が大きく緩和されたものと評価することができる。

2 インフラファンドによる匿名組合契約を通じた再生可能エネルギー発電設備への投資

投資信託及び投資法人に関する法律及び東京証券取引所の有価証券上場規程との関係においては、インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備自体を保有するに限らず、再生可能エネルギー発電設備を保有する者(営業者)に対する匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資をすることも許容されていた。しかし、今般の税制改正前においては、保有資産要件において、主として再生可能エネルギー発電設備に対する投資として運用することを約する匿名組合契約に係る匿名組合出資持分は上記の 50%超の判定に際し分子に含まれないこととされており、例外要件においても許容されていなかったため、匿名組合出資を通じた再生可能エネルギー発電設備への投資を行うインフラファンドについては税務上の導管性が認められなかった。

今般の税制改正により、例外要件が改正され、再生可能エネルギー発電設備を保有する者(営業者)に対するインフラファンドによる匿名組合出資も、当該営業者による再生可能エネルギー発電設備の運用方法が賃貸のみに限定される場合には、上記の 50%超の判定に際してその帳簿価額が分子に含まれることとされた。これにより、インフラファンドが匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資をすることに対する税務上の制約が緩和されたものと評価することができる。

なお、今般の税制改正により、投資法人が例外要件に基づき税務上の導管性を認められるためには、再生可能エネルギー発電設備の運用の方法(その締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含む。)が賃貸のみである旨が投資法人の規約に記載又は記録されることが必要となった。したがって、インフラファンドが匿名組合出資を通じた再生可能エネルギー発電設備への投資を予定しない場合であっても、「再生可能エネルギー発電設備の運用の方法(その締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含む。)が賃貸のみである旨」を規約に規定する必要がある。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 小林 穰(minoru.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 石井 渉(wataru.ishii@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、cm-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>にてご覧いただけます。
 - Capital Markets Legal Update 発行責任者
弁護士 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦